

厚生省 公害白書を発表

水俣病などを重視

当面の施 策六項目 環境基準の決定へ

斎藤厚相は十三日の閣議で公害対策基本法に基づく「公害白書」を報告し、閣議はこれを国会に提出することを了承した。この「公害白書」は、四十二年八月制定された公害対策基本法に基づき国会に提出されるもので、基本法制定以来初の「白書」となる。

「公害白書」の内容は①四十三年度公害の状況に関する年次報告②四十四年度で講じようとする公害防止に関する施策一に分かれ、わが国における公害汚染の推移や特徴などにもふれ、「公害総まくり」となっているのが特徴。政府は「公害白書」を閣議で了承したあと直ちに国会提出し、近く閣議で承認の衆参両院の全会議で、斎藤厚相が報告する。

公害白書は年次報告のなかで、エネルギー源の転換、巨大コンビナートの形成に伴い広範囲にわた

る大気汚染問題が起き、自動車の排出ガス、さらには水俣病（熊本、新潟両県）イタイイタイ病（富山県）など被害重宝による悲惨な公害事件をしのびよる公害として重視している。

このための対策として「白書」は、国土の総合的な利用計画の樹立、エネルギー政策などについて、公害防止の面から十分な配慮を加えると同時に、公害の原因解明や防止技術に関する研究開発を推進するとの構想を示している。

また当面の施策として①環境基準の早急な決定②汚染源対策の強化および監視測定体制の整備、低イオウ化対策の推進③公害の原因と影響に関する調査研究体制の確立④など六項目を取り上げ、特に「公害問題を克服しなければ人間の真の福祉増進につながらず、社会実現はありえない」と訴えている点が注目されよう。

「四十四年度で講じようとする公害防止に関する施策」のなかで、今後の公害対策の具体策として①イオウ酸化物の環境基準設定に続き一酸化炭素、騒音、水質汚

基本方針の検討にとりかかる②汚い煙発生施設に対して適用する特別排出基準を設ける③など大気汚染激じん地域における新増設のば

い煙発生施設に対して適用する特別排出基準を設ける③など大気汚染激じん地域における新増設のば

染対策を含めて実施することと明らかにしている。